新春とら年放談

市長・議長大いに語る

西村前市長の後をうけ、この一月一日から池川新市長がさいさきよく、二代市長として就任した。そこで早速広報は多忙な新市長にインタビューを申し入れ、一月六日午後一時過ぎ市長室に池川市長を訪い、その抱負などを聞くことにしたが折りよく来合わせた井上議長とともに、約二十分新春の夢物語をしてもらった。これはもちろん放談であり夢が多分にあるが、せいぜい実現に努力してもらいたいものだ。

池川市長

井上議長

て放談的に議長と語り合ってもらいたい。南国市にまずなにが一番欠けているか、それからどうぞ…

市長　以前から考えていたが、こんど市内を剏ってしみじみ身にしみたことは、なんといっても道路の悪いことだ、これが道路網の確立が先決だと考えている。

議長　前市長当時の三十六年は、健全財政の確立を計ったが、あのようなことになり、かえって市の信用を落したので、私はまず新市長に南国市の信用回復を計ってもらい、スッキリした姿に立直らせてもらいたいものだ。

▽　市長は就任早々であるし、研究されていることだろうが、いま考えている抱負とか、夢にえがいていることなど、新春の夢物語として

市の発展はまず道路から

信用回復や都計なども

市長　信用回復は大切だ、なにをやっても信頼されているか、いないかで相当の開らきになるものだからネ……

それはそれとして、都市計画を早急に樹立し、住みよい南国市にしたい。

議長　都市計画は、市の発足当初からの懸案で、建設計画委員も決っているから、都計については是非アウトラインを本年当初につくりたいものだ。

▽　その都計ですが、中心地帯はどの範囲に考えるか？

市長　道路の問題の一つに農、林道の整備もある。農業が機械化され、とくに自家用三輪車の増加している現在、これを改善しなければ、……また、一面庁舎よりも道路を先にという声もある。

議長　道路も大切だが、庁舎をさておくことはできない。市のシンボルとしても庁舎は建築しなければ……

▽　石灰石とか、里山開墾などの地場産業は？

市長　石灰石の北部資源の開発だけでなく、それを原料とする第二次産業の加工工場なども考慮すべきではないか。

市長　中部地区のカンラン、南部の加温園芸などもまだまだ伸んでゆきそうだ。これらを生産することも大切だが、これを加工し加工品を販売するような加工産業をおこしたい。

議長　里山開墾はやまったとかいわれるが、いまが始りでけっしてしりすぼみではない。現在、領石地区でモデル地として、一四〇アールが行なわれているが、これからが振り出しというところ。

市長　そういうことの営農資金などは、県や、国にまかせ切りでなく、市としても力を入れるつもりだ。

それに農協の合併を進めて、営農の推進力とし、指導とサービス面を考えさせたいものだ。

議長　市の北部と、南部との二つに分けての農協の合併はどうか。

市長　南北二つでなく一つにすべきだ。力の点からいってもやはり一つがいい。

▽　学校の統合問題は？

市長　就任早々であり、これから実地研究の上検討したい。

議長　南は、香長村時代に統合計画ができ現在香長中学校として統合発足したが、例えば南部小と前浜小など、北部の中学校も後免町当時からもめているというが、統合の必要がある。

▽　綜合グラウンドは？

市長　是非つくりたい、日章飛行場跡か……やはり後免周辺だネ。

これは人集めにもなるし健全な精神養成にもなるし、利用価値の高い所へつくりたい。

議長　いまの南国市は、人を集めることが大切だから県や、県内外の各種団体とも連絡を密にして、常時利用されるようにしたいものだ。

▽　観光面ではどうですか

市長　長尾鶴や、国分寺、岡豊城跡などあるにはあるが少ないネ、それに連絡道路の整備が必要だ。

それに国分地区の遺跡などももう少し堀り下げてみてはどうか。

議長　白木谷の洞窟の開発は有利だというから研究の余地があると思う。龍河洞をしのぐものでありたいものだ。

▽　ほかになにか

市長　有線放送は、南部につづいて北部も本年度内に認可申請を出し、三十七年度中に着工できる計画で見通しもある。

これで市内全域に有線放送が完成することになる。

議長　南国市は高知市と経済圏が一つであるから、将来のことを考え、学校など、教育施設をどしどし引張ってきたい。

市長　市内で大きな会合のできる場所がないから、そのような場所とか、それに集まった人の宿泊ができる場所をつくりたいと考えている。

▽　それでは時間がまいりましたのでこの辺で……

国旗をかかげよう

この日の丸のよさは、外国人でも認めていて、明治の初め、英国が日の丸を買いにきた。これは英国が日の丸を国旗にしたかったからで、そのときの金額がなんと当時の銀貨で富士山をすっぽりつつんでしまう位の大金であった。明治政府の中には売ったがよいだろうという者もあったが、売っては駄目だという者もあり、日の丸は日本の国旗として残っている。

国を愛し国旗を愛することは軍国主義だという者もあるが、これは大きな間違いである。決して昔の忠君愛国につながるものではないことは強調したい。

藤本茂棚

アメリカの映画を見てもよく国旗を見かける。

これは国を愛し、国旗を愛するからだ。終戦以来日本人は国旗を愛することがすくなくなったように思われる。日本を強く立派な国にするには、皆んなが国を愛し、国旗を愛することが大切である。

日本の国旗日の丸については、面白い話がある。徳川幕府も終りの頃大阪港に来た英国大使が船を見たところ、全部違った旗がたっているので、日本の国旗はどれかときいたが誰も答える者がなかった。その筈である。無理もない、その当時、日本には国旗がなく、船には各大名たちの家の紋を染めた旗がたっていたからだ。大使にきかれ国旗がないともいえず、ここにいる船には国旗があがっていないと、苦しい答弁でごまかして急場をしのいだ、これではならぬと各大名が集まり、国旗をどれにするか相談をした。徳川のあおいの紋ではどうだろうか、或は他の図柄では等々議論百出でなかなか決まらなかった。そのとき島津候が、日の丸の旗を皆の前にひろげて見せると、その立派さに皆がこれだと一致して決めた。その後寸法などに多少の変化があったが、日の丸には変わりがなく今日に及んでいる。

年金ニュース

国民年金法 大巾に改正

4月にさかのぼり実施

国民年金には既に加入され、昨四月から保険料も納められていますが、従来から、この法律の内容について改善の要望があった点や改正を必要とすることについて国の財政事情など、現在の段階においてとり入れる最大限の改正が十月三十一日第三十九臨時国会で成立しました。

なお、加入しなければならない方でまだ届出をされていない方は至急届出をして下さい。

改正点の主な内容

（額については（別表）を参照して下さい）

死亡一時金制度の創設……掛け捨てという不安がなくなりました。保険料を三年以上納めていたときは、途中で死亡してもその遺族に保険料を掛けた期間に応じて五、〇〇〇円～五二、〇〇〇円の一時金が支給されます。

老令年金の繰上支給……五年も早くもらえることになりました。従来六十五才からもらえる老令年金は、六十才から本人が希望するときはいつでももらえます。（但し、この場合は支給額が減額されます）

障害・母子・準母子・遺児年金の受給資格期間の短縮……三年間が一年間に短かくなりました。従来このような年金を受けるには三年間の期間が必要でしたが、引続いて一年間保険料を完納しているときでももらえます。

特例による老令年金の支給……低所得の方にも所得保障が一段と手厚くなりました。保険料の免除期間が長くて、十年間も保険料を納められなかった方にも、六十五才から七十才までの五年間特例による拠出制の老令年金が支給されます。七十才からは老令福祉年金が支給されます。

準母子年金の創設……配偶者のいない祖母や姉が孫や弟妹を養っているときは、母子年金に準じて準母子年金を祖母や姉に支給されます。

その他……遺児年金の額が今までの二倍に増額、未支給年金の支給範囲の拡大、福祉年金の支給制限の緩和などがあります。

（保険料）

前納が便利に……有利な保険料の前払いに申請手続きがいらなくなりました。

一年間以上保険料を前払いすると割引きがあり、手数がかからず有利です。

納める方法……現金による場合のほか、国民年金印紙でも納められることになり

保険料免除……所得が少く保険料を納められない方は、役場に保険料免除の手続きをとって下さい。

手続きをとらずに保険料を納めないときは滞納になり年金を受けられないことになります。

なお、保険料免除者にも、保険料の半額は国が負担し、免除期間の分についても年金が支給されることになります。（一月開会通常国会提出）

（通算年金制度）

こんな場合でも加入ができ年金が受けられます……いま会社や官庁に勤めている方を除いてすべて加入ができます。（但し、今年四月一日に五十才以下の方）

▲すでに恩給や年金を受ける資格のある方　▲いま恩給や年金を受けている方でも加入ができ、一年以上保険料を納めると通算老令年金が受けられます。

国民年金に加入するとこんなときに有利です

従来、官庁から会社へ仕事をかえたときは年金の引継ぎがなく損をしていました。また会社を二十年未満でやめたときも年金が受けられないことになっておりましたが、こんどの改正で各制度の加入期間が通算され年金が受けられます。国民年金ができたため国民皆年金が実を結びました。

たらない地形を選定するのが原則といえよう。

写真は国府地区の台湾ギリ

◎一月は国民年金保険料の第三回納付月

国民年金保険料十二月分までをまだ納めていない方は、年金手帳を添え、一月二十五日までに各地区の農協、後免町は商工会へ必ず納付して下さい。滞納になっていると、若し障害や母子世帯等になっても年金が支給されません。保険料を納めるが困難な方は至急免除の申請をして下さい。

◉ 国民年金の保険料納付済期間と年金支給額　（別表）

特例による老令年金（10年未満）	老令年金（10年以上）	障害年金	母子年金	遺児年金	死亡一時金
1年～4年未満…5,000円 4年～7年 〃 …7,000円 7年～10年 〃 …9,000円 65才から70才まで 5年間支給 70才から12,000円の老令福祉年金を支給	• 10年以上～20年未満のとき納めた年数に600円を乗じて6,000円を加えた額。 • 20年以上のとき納めた年数に1,200円を乗じて6,000円を減じた額 例、15年のとき 600円×15＋6,000円＝15,000円 • 30年のとき 1,200円×30－6,000円＝30,000円 但し、50才以上の方で任意加入した方は65才から9,600円 70才から14,400円	• 1年以上26年未満 1級　30,000円　2級　24,000円 • 26年をこえるときは1年につき1,200円を加えた額 例　1級 30年～36,000円 40年～48,000円	• 1年以上30年未満（子供1人のとき）19,200円 • 30年をこえるときは1年につき600円を加えた額 （子供が2人以上のとき） 2人目の子供から1人につき4,800円を加算	• 1年以上26年未満（子供1人のとき）12,000円 • 26年をこえるときは1年につき600円を加えた額 （子供が2人以上のとき） 2人目の子供から1人につき4,800円を加算	3年～5年未満…… 5,000円 5年～10年 〃 …… 7,000円 10年～15年 〃 ……14,000円 15年～20年 〃 ……21,000円 20年～25年 〃 ……28,000円 25年～30年 〃 ……36,000円 30年～35年 〃 ……44,000円 35年以上 …… 52,000円

（昭和36年11月）